HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 17(3), 123-126
Issue Date	1967-02-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16081
Type	bulletin (other)
File Information	17(3)_p123-126.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

（昭和四一年一一月～昭和四二年一月）

六、一一月二五日（金）午後二時三〇分―五時

○「教養部学科目再編成について」

報告者　石　川　　武

出席者　一五名

大学の専門課程年限延長の動きも近時みられるほか、そのようなこととも関連して教養課程の現在の在り方についても再検討の要ありという主張も耳にする。今回は、教養課程の教育の現状、その問題点の提示、さらには、将来の望ましい姿の構想、をテーマとして、年来この問題に携ってこられた石川教授に話題提供、討論推進をお願いした。われわれが実に解決困難な、しかし回避されることの許されない諸々の問題に直面していることを一同あらためて認識させられた次第である。主な話題を拾ってみると次のとおりであった。現在の教養課程での二ケ年の教育には、教育上むだ―広い意味であるが―が多い。学科目にしても、基礎科目と教養科目とをはっきりわけて、前者は専門学部の責任管轄とし、後者については既存の専門学部のいずれからも独立な部門を設けてそれが管轄する。教養課程の人的・物的両面における質の向上をはかる上でも、また、専門教育充実のためにも、かような方策は充分一考に値いするのではないか。話題はさらに高校教育にも及んだ。一体、今日、教養部の教育課程に組みこまれている科目のうちには高校の課程に組みいれられてもよさそうな科目もあるのではないか、現行の大学入試は存続させておく意義があるのか等々。

現行の教養課程での教育には、専門課程への移行のための基礎教育の面でも、いわゆる一般教養の面でも、質量ともにもの足りない。考えてみると、そもそも大学でやらねばならない必要なく、より若年次学生に教えることが適当だが、たまたま大学ではじめて教えるのでその担当教師が大学教授と称されるにすぎない科目もある。たとえば語学はこれに当ると思う。また、学生が法学の基礎教育として、隣接の諸科学を履習してこないでも―いわゆる一般教養科目を履習することによって―法学部への移行が可能であるとすれば、このような事態にはなんらかの手当てが施されねばならない。そのような問題はさておき、問題は人（教養部構成メンバー）である。「人」は集めにくいらしい。この理由のうちの一つは、教養部は専門学部よりも「格」が劣るのであり、どうにも使いものにならない人士の集まりだととかくみられがちだということであるらしい。とすれば、教養部充実の前途は難いといわざるをえない。この雑報執筆者にとって、今回の話題のうち、この話題はとりわけ興味深いものであった。

七、一二月二三日（金）午後二時三〇分―六時

○「政教分離の原則」

報告者　熊本信夫

出席者　一六名

アメリカ合衆国における政教分離の原則の確立に至る過程をあとづけ、その現実の適用の姿を紹介する。報告者は、直接的には、神社非宗教論者がアメリカ必ずしもその現実においては政教分離原則に忠実でないと主張するのに対して、実証的に反駁を試みようとするものである。そのような直接的目的を達成するために、分離の原則そのもの、さらには寛容の原則をとりあげて、両者の対比、立法例、アメリカにおける分離原則の確立過程、現状の追求がなされた。主たる話題を挙げるならば次のとおりであった。寛容原則、分離原則両者の根本的差異、それらの論理構造、原則成立過程における促進要因としては政治的社会的要因のほかに思想そのもののうちに促進的要因が胚胎しているとは考えられないか等々、話題は尽きなかった。前記の直接的目的との関連では、報告者がいささか牛刀をふりまわしたという感じがするという趣旨の発言もあった。この雑報執筆者も同感である。ただし、そういう感じは、牛刀がたまたま前記の直接的目的にのみ用いられたために生じたのであって、およそ牛刀そのものの存在価値までも否定することになるのかどうか疑問をとどめておく。

研究会後、恒例の法学会忘年会をグランド・ホテルで開催、午後九時散会した。

八、一月二七日（金）午後一時三〇分―五時

○「著作権法改正の問題点、世界における著作権法の動向」

報告者　半田正夫

出席者　一一名

著作権法の改正が現在進行中である。著作権法の改正は諸外国でも行なわれており、国際法的にも規制される面がこれまた多くなっている。今回のテーマはわが国著作権法改正の内容、世界法上における位置づけである。報告は三部にわかれる。第一部では、国際的規制（ベルヌ条約、万国著作権条約、隣接権条約）の発展のあとづけ、第二部では、西独、仏、英、米、四ケ国における国内規制、第三部ではわが著作権法の改正方向ならびに問題点である。世界的傾向としては、著作権の保護が著作権者の死後五〇年までというところでほぼ一致してきたこと、著作権の財産権的側面と人格権的側面とが区別されて扱われることがはっきりしてきたこと、隣接権を保護の対象とすること、の三点に要約される。わが国における著作権法改正の方向、内容も、不備な点をふくむにせよ、世界の動向と歩調をあわせようという動きが看取できることは否めない。

報告ならびに議論から教えられるところ大であった。著作権法は、今後、大いに研究される必要がある。という印象を

濃厚に受けた。著作権保護の趣旨、根拠、著作権の理念といった問題、実定著作権法の解釈論上の問題、法の国際的統一の一型といった角度からする研究、国の文化政策立法における位置づけ、等々、問題は多い。「ほん訳権一〇年留保」とか、著作権法三〇条一項八号などが未だに残存していることも一驚に値いする。報告者の著作権法研究の動機をきくことが時間の制約上できなかったのは惜しまれる。

熊本　栃内　浜　古川

北海道大学法学部公法研究会記事

（昭和四一年一一月～昭和四二年一月）

古川　深瀬　小野

一一、一一月　四日（金）判例研究
○判例時報　四四四号　一九頁
○判例時報　四四五号　一五頁
○判例時報　四四五号　二五頁
一二、一一月一一日（金）判例研究
○判例時報　四四六号　二三頁
○判例時報　四四七号　五四頁
○判例時報　四四七号　九一頁
一三、一一月一八日（金）判例研究
○判例時報　四四八号　一九頁
○判例時報　四四九号　二六頁
一四、一二月　二日（金）判例研究
○判例時報　四四九号　三九頁

千葉（瑞）　今村　千葉（卓）

笹川　遠藤　秋山

○判例時報　四五〇号　六頁
一五、一二月一六日（金）判例研究
○判例時報　四五一号　二四頁
○判例時報　四五一号　二八頁
○判例時報　四五三号　六頁
一六、一月一〇日（金）判例研究
○判例時報　四五四号　二一頁
○判例時報　四五四号　二三頁

深瀬　小野

北海道大学法学部刑事法研究会記事

（昭和四一年一一月～昭和四二年一月）

二、一一月　四日（金）研究報告
○公訴の利益

能勢

三、一一月一一日（金）判例研究
○判例時報三〇四号　四頁

千葉（瑞）

四、一一月一九日（土）判例研究
○高裁刑集一八巻二号一二六頁

札幌地検　飯田、三井矢　山田、牧野

五、一一月二五日（金）研究報告
○公務員法における「共謀し、そそのかし、もしくはあおり又はこれらの行為を企てた者」を処罰する規定について

千葉（瑞）

六、一二月　二日（金）研究報告
○公訴の利益　能　勢
七、一二月　九日（金）判例研究
○判例時報　四四九号　六四頁　古　川
○判例時報　四四一号　二四頁　中　村
八、一二月一六日（金）判例研究
○判例時報　四六〇号　一〇頁　千葉（瑞）
○判例時報　四六〇号　三八頁　中　村

北海道大学法学部政治学研究会記事

（昭和四一年一一月～昭和四二年一月）

一、読書会（毎月二回輪番制）
○ステューアート・ヒューズ著生松　敬三　訳「意識と社会」
二、一二月一六日（金）研究報告
○一八九〇年代のドイツ社会民主党とカール・カウツキー　山　本

北海道大学法学部民事法研究会記事

（昭和四一年一一月～昭和四二年一月）

一二、一一月　四日（金）最高裁判所判例研究
○一九巻　九号　二一一七頁　五十嵐
○一九巻　九号　二〇九〇頁　神　田
○一八巻　八号　一七〇五頁　見　沢
一三、一一月一一日（金）最高裁判所判例研究
○一九巻　六号　一五一二頁　川　井
○一九巻　四号　八一一頁　米　倉
○一八巻一〇号　二〇四三頁　佐　保
○一九巻　七号　一七三一頁　後　藤
一四、一一月一八日（金）最高裁判所判例研究
○一八巻　六号　一一六〇頁　近　藤
○一九巻　一号　一頁　中　川
○一九巻　一号　二三頁　大　淵
一五、一二月　二日（金）最高裁判所判例研究
○一九巻　八号　二〇四一頁　小　山
○一九巻　七号　一七七八頁　能　勢
○一九巻　九号　二二七〇頁　松　田
一六、一二月一六日（金）最高裁判所判例研究
○一九巻　六号　一五六〇頁　山　畠
○二〇巻　一号　一頁　半　田
○一九巻　八号　二〇〇三頁　後　藤
○一九巻　九号　二二二一頁　大　淵
一七、一一月二〇日（金）研究報告
○判例変更の限界　川　井
○帰責事由なき遅滞の効果　神　田